

[事業者向け] 雇用確保の主な支援策 (国の助成金)

	支援策や制度の名称・対象等	問い合わせ先
雇用の維持	<p>雇用調整助成金 特例措置はR3.8月末まで(予定)</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用調整(休業など)を実施する事業主 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休業手当などの一部を助成(最大10/10) ※事業主が労働者を出向させることで雇用を維持した場合も対象 	<p>【国】福岡助成金センター 雇用調整助成金分室 092-402-0537 平日 8:30~17:15</p> <p>【国】雇用助成金コールセンター 0120-60-3999 9:00~21:00(土日祝日対応)</p>
	<p>産業雇用安定助成金</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在籍出向により労働者を送り出す事業主、及び当該労働者を受け入れる事業主 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出向中に要する経費(賃金など)の一部を助成(最大9/10) 	<p>【国】福岡助成金センター 雇用調整助成金分室 092-402-0537 平日 8:30~17:15</p>
離職する労働者の再就職支援	<p>労働移動支援助成金 (再就職支援コース、早期雇入れ支援コース)</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離職を余儀なくされる労働者の再就職支援を、民間の職業紹介事業者に委託するなどし、再就職を実現した事業主 ・再就職援助計画等の対象となった労働者を、早期に雇い入れた事業主など <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃金、再就職支援に関する経費の一部を助成 	<p>【国】福岡助成金センター 092-411-4701 平日 8:30~17:15</p>
新たな雇入れ等	<p>トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)※</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業経験、技能、知識の不足等から安定的な雇用が困難な求職者を、ハローワーク等の紹介により雇い入れ、適性などを見極めるため短期間(原則3ヶ月)のトライアル雇用を実施する事業主 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トライアル雇用労働者1人当たり月額4万円(最大3ヶ月) ※他に「障害者トライアルコース」「障害者短時間トライアルコース」「若年・女性建設労働者トライアルコース」があります 	<p>【国】福岡助成金センター 092-411-4701 平日 8:30~17:15</p>
	<p>中途採用等支援助成金(中途採用拡大コース、生涯現役起業支援コース、UIJターンコース)</p> <p>【対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中途採用者の雇用を拡大した事業主 ・起業による中高年齢者の雇用を拡大した事業主 ・東京圏から地方への移住者の雇い入れた事業主 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中途採用枠の拡大に対する助成や、募集や教育訓練など、雇用創出措置に関する費用の一部を助成 	

※上記の支援策や制度は一例です。このほかにも、国が様々に雇用関係の助成金制度を設けていますので、国(厚生労働省)のホームページなどで、最新の情報をご確認ください

~これらの支援策をご活用いただき、雇用の維持・確保に努めていただきますようお願いいたします~

[働く人向け] 主な支援策 (国の給付金、貸付金、職業訓練など)

	支援策や制度の名称・概要	問い合わせ先
給付金 (もらえる)	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 コロナの影響で休業を余儀なくされたが、休業中に賃金 (休業手当) を受けることができなかった労働者に支給 ※支援金額…休業前の1日当たり平均賃金×80%*×(各月の暦日数-就労日等) (1日当たり11,000円が上限) *大企業の支給金額は、令和2年4月~6月の休業は60% (上限変更なし)	対象期間は R3.8月末まで (予定) 【国】新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 月~金 8:30~20:00 土日祝 8:30~17:15
	早期再就職した際の雇用保険の「再就職手当」 雇用保険の基本手当の受給資格がある方が、安定した職業に早期に就き、一定の要件に該当する場合に支給 ※支給金額…基本手当日額×支給残日数×支給率 (60%又は70%)	【国】ハローワーク (公共職業安定所) 福岡中央 092-712-8609 福岡東 092-672-8609 福岡南 092-513-8609 福岡西 092-881-8609 月~金 (休祝日・年末年始を除く) 8:30~17:15
貸付 (かりる)	新型コロナウイルス感染症の影響による生活福祉資金「緊急小口資金」の特例貸付 コロナの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯に貸付 ※貸付上限額…20万円以内	申請の受付期間は R3.8月末まで 福岡市社会福祉協議会 生活福祉資金受付センター 電話: (相談専用電話) 092-791-7266 (申請書は郵送での送付・受付となります) 9:00~17:00 (土日・祝日を除く) ※制度の詳細は福岡市社会福祉協議会のホームページに掲載
	「総合支援資金」の特例貸付 コロナの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に貸付 ※貸付上限額 …2人世帯以上は月額20万円以内、単身世帯は月額15万円以内、貸付期間は原則3月以内	
職業訓練 (まなぶ)	雇用保険を受給している方向け 公共職業訓練 (離職者訓練) 主に雇用保険を受給している求職者の方が、就職に必要な職業スキルや知識を習得するために、国が訓練を無料で実施 (テキスト代等は自己負担) ※ハローワークの指示を受けて公共訓練を受ける場合、訓練期間中、雇用保険の基本手当を受給できます ※ハローワークへの求職申込みや面接などの手続きが必要になります	【国】ハローワーク (公共職業安定所) 福岡中央 092-712-8609 福岡東 092-672-8609 福岡南 092-513-8609 福岡西 092-881-8609 月~金 (休祝日・年末年始を除く) 8:30~17:15
	雇用保険を受給できない方向け 求職者支援制度 (求職者支援法に基づく認定職業訓練) 雇用保険を受給できない方が、職業訓練によるスキルアップを通じて早期就職を実現するために、国が訓練を無料で実施 (テキスト代等は自己負担) ※一定要件を満たす方に、訓練期間中、月10万円の「職業訓練受講給付金」が支給されます ※ハローワークへの求職申込みや面接などの手続きが必要になります	

※上記の支援策や制度は一例です。このほかにも、働く人の支援に関し、国などが様々な支援策や制度を設けていますので、国 (厚生労働省) のホームページなどで、最新の情報をご確認ください。